

○西紋別地区環境衛生施設組合証人等の実費弁償 に関する条例

〔昭和 50 年 4 月 1 日〕
〔 条 例 第 8 号 〕

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 207 条の規定に基づき、組合議会及び公聴会等に出頭又は参加した者（以下「証人等」という。）の費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(実費弁償)

第 2 条 証人等に対しては、費用の弁償として旅費を支給する。

第 3 条 旅費は、鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料とし、その額は別表のとおりとする。

(支給方法)

第 4 条 旅費は、証人等が出頭し、又は参加した際支給する。

2 旅費は、証人等の居住地から最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の費用により計算する。ただし、やむを得ない事由により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第 5 条 第 1 条に規定する者以外の者で、組合機関の求めに応じ証人、参考人等として出頭する者に対し、その出頭のために要した費用を弁償する場合は、別に法令により定めるものを除くほか、前 2 条の規定を準用する。

(補則)

第 6 条 この条例に定めるものを除くほか、旅費の支給については、一般職（3）の職員の旅費の支給の例による。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

別表

鉄道賃、船賃、車賃	日当	宿泊料
西紋別地区環境衛生施設組合旅費 支給条例中一般職に係る規定より 計算した額	左に同じ	左に同じ